

(財政援助団体監査)

2 福岡市中学校体育大会運営委員会

ア 県大会等に出場した場合の生徒出場旅費の精算書類について注意を求めるもの
(指摘事項)

運営委員会の生徒出場旅費支給規定等によれば、県大会、九州大会、全国大会に生徒が出場した場合、当該学校長は大会終了後に宿泊施設の領収書を添付して出場旅費精算報告を行わなければならない。しかしながら、平成11年度の生徒出場旅費の精算報告の一部において、領収書として不適切なものが添付されていた。

領収書は支払の証拠書類となるものであり、適正に取扱うよう指導するとともに、今後、精算報告にあたっては、領収書の添付について十分注意されたい。

(講じた措置)

精算報告にあたっては、適切な領収書を添付しなければ精算を行わないこととし、各学校に通知するとともに説明会を開催し周知徹底を行った。